



発行者：郡山市雇用政策課

TEL024-924-2261 koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

令和4年4月施行の雇用関係法令について

令和4年4月から施行されている雇用関係法令について、改正となった法令一覧と改正概要ポイントをご紹介します。

詳細は、厚生労働省にウェブページがございますので、URLまたはQRコードからご確認ください。

『育児・介護休業法』

ポイント

育児休業を取得しやすい雇用環境整備と本人または配偶者の妊娠・申し出をした労働者に対する育児休業制度等の個別の周知・取得意向確認の措置が義務付けられました。

URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



『次世代育成支援対策推進法』

ポイント①

くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等の改正や新たな認定制度「トライくるみん」の認定が追加されました。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html



ポイント②

不妊治療と仕事との両立しやすい環境整備に取り組む事業主を認定する「くるみんプラス」制度が新設されました。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24410.html



『労働施策総合推進法』

ポイント

職場におけるパワーハラスメントを防止するために事業主が雇用管理上講ずべき措置が中小企業事業主へ義務化されました。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



『女性活躍推進法』

ポイント

一般事業主行動計画の策定・届け出、情報公表等が101人以上300人以下の中小企業にも義務化されました。

URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



社会保険適用拡大への準備・対応はお済みですか？

令和2年に年金改正法が順次施行され、今年の10月と令和6年10月の2回に分けて、段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。

今年の10月から義務化される変更点は次のとおりです。

ポイント

パート・アルバイトの方を被用者保険の適用対象とすべき企業規模要件

従業員 501 人以上 ⇒ 従業員 101 人以上

新たな加入対象者は、次の条件を満たすパート・アルバイトの方です。

ポイント

- ① 週の所定労働時間が **20 時間**以上
- ② 月額賃金が **8.8 万円**以上
- ③ **2 か月を超える雇用**の見込みがある（2 か月以内の期限を定めて使用され、この定めた期間を超えて使用されることが見込まれる場合も含む）
- ④ **学生ではない**

お問合せ

社会保険適用拡大特設サイト

URL <https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/jigyonushi/>



「郡山市雇用継続支援補助金」に係る補助対象期間の延長について

郡山市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者の雇用を維持するため、「雇用維持支援補助金」及び「雇用調整助成金等申請支援補助金」を設け、中小企業等の雇用継続を支援しています。

国における雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置期間延長に伴い、本市も国に準じ、本補助金の補助対象期間を次のとおり延長しました。

補助対象期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日

⇒ 令和2年4月1日～**令和4年6月30日**

※申請期限は、国の雇用調整助成金等の交付決定通知の翌日から2か月後（または申請があった年度の年度末のいずれか早い日）までとなります。

お問合せ

郡山市雇用政策課 TEL:024-924-2261

「メルマガワーキン Good!」の配信登録者を募集しています！

★登録方法その1★

市ウェブサイトから登録

★登録方法その2★

雇用政策課へメール連絡

郡山市雇用政策課

検索

koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

